

ばらの生産（調達）育成業務（その1）に
関するプロポーザル実施要領

2022年（令和4年）9月

福 山 市

（ 市民局 世界バラ会議推進部 世界バラ会議推進室 ）

目 次

1	業務の目的	2
2	業務概要	2
	(1) 業務名称	
	(2) 業務場所	
	(3) 業務内容	
	(4) 履行期間	
3	委託費	2
4	選定方式及び契約方法	2
5	参加資格	2
6	参加申込みの手續等	3
	(1) 担当部局	
	(2) 選考スケジュール	
	(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所	
	(4) 質問書の受付及び回答の公表	
7	参加申込書の作成等	4
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
8	プロポーザル参加資格の確認	5
9	企画提案書の作成等	5
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
10	企画提案書の評価及び評価基準	6
11	契約の締結	7
12	失格条件	7
13	その他の留意事項	7

ばらの生産（調達）育成業務（その１）に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、2023年度（令和5年度）に本市がばら公園等へ植栽を予定しているばら苗を生産（調達）育成し、本市が指定する条件を満たした形態で、指定する時期と場所に納品することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称：ばらの生産（調達）育成業務（その１）
- (2) 業務場所：本業務における履行場所は、次のとおりとする。
 - ア 受注者の所在地
 - イ 発注者の同意を得た上で受注者が指定する場所
 - ウ 発注者が指定する場所
- (3) 業務内容：別紙「ばらの生産（調達）育成業務（その１）委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から2024年（令和6年）3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は、18,457,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
なお、見積額が委託費の上限を超過した場合、12の失格条件に該当し、失格とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。（ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、徴収の猶予を受けた者については滞納がないものとみなす。）
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。（ただし、新型コロ

ナウウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、徴収の猶予を受けた者については滞納がないものとみなす。)

(6) 本業務に類似する業務実績を有すること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

福山市市民局世界バラ会議推進部世界バラ会議推進室

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

電話：084-928-1210

E-mail：world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2022年（令和4年）9月22日（木）
実施要領等の配付期間	公告の日から2022年（令和4年）10月6日（木）まで
質問書受付期間	公告の日から 2022年（令和4年）10月6日（木）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2022年（令和4年）10月6日（木） 回答は、随時福山市ホームページ（ばらのまち福山ホームページ）に掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から 2022年（令和4年）10月6日（木）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2022年（令和4年）10月7日（金）
企画提案書の受付期間	2022年（令和4年）10月7日（金）から 同年10月17日（月）午後5時まで
書面審査	2022年（令和4年）10月18日（火）
企画提案書の選定通知	2022年（令和4年）10月19日（水）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2022年（令和4年）9月22日（木）から同年10月6日（木）まで（福山市の休日を用いる条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所

6（1）に同じ。

※福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）及びばらのまち福山ホームページ

（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/rosetownfukuyama/>）からもダウンロードできます。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

公告の日から 2022 年（令和 4 年）10 月 6 日（木）午後 5 時まで

イ 質問書の提出方法

質問書（別紙 1）を，世界バラ会議推進室宛てに電子メールで提出すること。

※質問書を提出した場合は，届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※電子メールの件名は，「ばらの生産（調達）育成業務（その 1）に関する質問」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は，競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き，福山市ホームページ（ばらのまち福山ホームページ）に掲載します。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から 2022 年（令和 4 年）10 月 6 日（木）午後 5 時まで

（郵送の場合は 10 月 6 日（木）午後 5 時必着）

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は，受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからサまでの書類を作成し，各 1 部を提出すること。

（エ，カ，キについては，提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式 1）

イ 実績報告書（様式 2）

ウ 業務実施体制（様式 3）

エ 商業登記簿謄本（写し可）

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表

法人の場合は，直前 1 事業年度の「貸借対照表」，「損益計算書」，「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写しを提出すること。

カ 市税の完納証明書（写し可。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したものの。ただし，福山市における納税義務のない者は申立書（様式 4）を提出すること。）

なお，新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により，徴収の猶予を受けた者についてはそのことを証明する書類を提出すること。（写し可）

キ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したものの。）

なお，新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により，徴収

の猶予を受けた者についてはそのことを証明する書類を提出すること。（写し可）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

コ 委任状（様式6）（契約締結等に関する権限を支店長，営業所長等に委任する場合に提出すること。）

サ 誓約書（様式7）

※本市が必要と認める場合は，追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知

2022年（令和4年）10月7日（金）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は，本件プロポーザルを取り止めます。参加申込書の提出者が1者のみの場合は，当該1者について参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2022年（令和4年）10月7日（金）から同年10月17日（月）午後5時まで
（郵送の場合は10月17日（月）午後5時必着）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は，受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお，郵送の場合，2022年（令和4年）10月17（月）午後5時必着となるため，確実に届く方法で提出すること。なお，届いているかどうか確認の電話を行うこと。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式8） 1部

イ 企画書（様式9） 6部（社名あり1部・社名なし5部）

別紙「ばらの生産（調達）育成業務（その1）業務委託仕様書」を参考に，ばら苗の生産（調達）及び育成方法についてできる限り詳しく記載すること（別紙でも可）。なお，様式内「必須記載項目」については，全て記載すること。

また，社名なし5部の企画書については，提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

- ウ 特記書（様式10） 6部（社名あり1部・社名なし5部）
地域貢献，CSRの取組など，ばら文化普及のために取り組んでいる活動がある場合は内容を記載すること（別紙でも可）。
- エ 業務実施スケジュール（任意様式） 6部（社名あり1部・社名なし5部）
生産から納品までのスケジュールを記載すること。自社以外に調達先がある場合は名称及び所在地（市町村名まで）を記載すること。
- オ 見積書（任意様式） 6部（社名あり1部・社名なし5部）
※見積書は一式とせず各項目の詳細が分かる内容とすること。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書等をもとにばら苗生産（調達）育成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) 審査

- ア 実施日 2022年（令和4年）10月18日（火）
イ 実施方法 別表の評価項目による書面審査

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価結果を踏まえて，市長が本業務の受注候補者として特定します。
特定方法は次のとおりとします。

- ア 評価委員会が別表の評価基準及び評価項目に基づき，競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら，企画提案の内容，業務の実施能力等を評価・採点します。
イ 評価の結果，評価点の合計が全体の60%未満の者の提案は不採用とします。
ウ 参加申込書の提出者1者のみの場合は，評価委員会による評価点の合計が全体の60%以上であれば，市長が本業務の受注候補者として特定します。
エ 評価点の合計が同点の場合は，評価委員会委員の協議により順位を決定します。
オ 評価委員会の評価が高い順に，市長が本業務の受注候補者1名，次順位者を特定します。

(4) 選定結果の通知

2022年（令和4年）10月19日（水）

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知します。

なお，特定者に対する採用通知は，評価の結果，受注候補者として特定された事実を通知するものであり，業務の受注者として決定したものではありません。通知後，本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページ及びばらのまち福山ホームページに公表します。なお，評価の方法や内容，結果に対する疑義は受け付けません。

また，評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合，2022年（令和4年）10月20日（木）までにその旨を記載した電子メールを6（1）に提出すること。（本市からの回答については，送付元の連絡先に電子メールを送付します。）

(6) 企画提案書の提出者がいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1.2 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に準じて情報公開請求の対象となります。

- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を6（1）に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとします。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。